

職需発 0817 第 1 号
令和 8 年 8 月 17 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の取扱いについて（労働力需給調整事業関係）

標記については、「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について（職業安定行政関係）」（職発 0817 第 5 号。令和 8 年 8 月 17 日付け厚生労働省職業安定局長通達）において、職業安定行政に関する留意点等を示したところであるが、下記のとおり、労働力需給調整事業関係に係るその具体的な取扱いを示すので、事務取扱いに遺憾なきようお願いする。

なお、事務取扱いに当たっては、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）のほか、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号。以下「令」という。）、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（令和 8 年厚生労働省告示第 324 号。以下「指定告示」という。）を参照されたい。

判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

記

第 1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（法第 3 条）

1 指定告示による満了日の延長（法第 3 条第 1 項・第 2 項）

（1）指定告示の対象範囲

令第 2 条により、令和 8 年熊本地震による災害に対し、法第 3 条の行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、指定告示により、次のとおり、労働力需給調整事業に係る当該措置の対象となる特定権利利益及び対象者が指

定された。

当該措置による延長後の満了日は、令和 9 年 1 月 27 日である。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法第 30 条第 1 項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※）内に有料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 (令和 8 年 10 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。)
職業安定法第 33 条第 1 項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※）内に無料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 (令和 8 年 10 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。)
労働者派遣法第 5 条第 1 項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域（※）内に労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者 (令和 8 年 10 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。)

(※) 特定被災区域とは、令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（熊本県の一部の市町村）である。詳細については、内閣府防災情報のページ（http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyo.html）を参照すること。また、特定被災区域については、今後更新される可能性があることに留意すること。

(2) 許可の有効期間の延長の取扱い

- ① 令和 8 年 10 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可については、特定被災区域内に職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者であれば、当該許可の有効期間が令和 9 年 1 月 27 日まで延長される。

この間、新たな許可証を発行するものではなく、現在の許可証のもとで事業主は引き続き事業を行うことができる。令和 9 年 1 月 28 日以後、事業を継続する場合、同日付の許可更新が必要となる。

- ② 対象となる事業主については、次回の許可更新は、令和 9 年 1 月 28 日となるため、3 か月前の令和 8 年 10 月 28 日までに許可更新の申請を行うものとする。

令和 8 年 10 月 28 日以降に許可の有効期限を迎える有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業を行う事業主が、既に許可更新の申請を行っている場合については、令和 9 年 1 月 27 日まで現在の許可が継続することになるため、延長された有効期間の満了後の許可更新の手続きについては、既に提出された申請書を用いて行うものとし、再度の申請書の提出を求めないこととする。

その他、その判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

(3) 有効期間の満了日の要件により指定告示の対象とならないものの取扱い

令和8年10月27日以前に有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可については、告示の対象とせず、有効期間の延長は行わない。これは、有効期間の満了後も事業を継続するためには、更新を希望する3か月前である令和8年7月27日までに許可更新の手続きを行うべきこととなっており、許可更新の意思がある場合は特定非常災害発生日より前に許可更新の手続きが既に行われたことが想定されるためである。

したがって、このとき、既に許可更新の申請を行っている場合については、通常どおり、許可更新の手続きを行う。

2 個別の満了日の延長（法第3条第3項）

(1) 法第3条第3項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、例えば下記(2)①・②のような事情の下、令和8年10月28日から令和9年1月26日までの間に許可の有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可について、その延長を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出が令和9年1月26日までにあったものについては、令和9年1月27日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

(2) 個別の満了日の延長の措置については、本省において、個別の事情を勘案して、許可証を発行する。このため、各労働局においては、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場合、当該書面を本省に送付されたい。

個別の事情の勘案に当たっては、①主たる事務所は特定被災区域内にないものの、特定被災区域内の事務所の情報が許可の更新申請に必要なため期限に申請書類が間に合わない場合や、②既に申請書類を提出すべき事業者であることから申請書を提出しているものの、申請書の修正等を行っている場合で、被災により有効期限内の修正等が行えない場合については、許可を延長するものとする。

書面の作成に当たっては、被害者に特段の手間をかけることのないよう、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、様式は問わないものとされているため、各労働局においては、許可証の発行に必要な最低限の事項（事業所の許可番号、事業所の名称・場所、被害の具体的な状況）が分かる書面を提出すれば十分である旨を、申出者に伝達されたい。

第2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条）

(1) 令第2条により、令和8年熊本地震による災害に対し、法第4条に規定する期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、令和8年11月27日とされた。

このため、令和8年7月28日から令和8年11月26日までの間に提出期限を迎

える書類（具体的には、令和８年８月３１日を提出期限とする特定募集情報等提供事業概況報告書、令和８年４月２８日から令和８年８月２６日までに終了する事業年度に係る労働者派遣事業収支決算書及び関係派遣先派遣割合報告書）について、令和８年熊本地震による災害に起因して提出することができない場合は、その提出期限が令和８年１１月２７日となる。なお、本来の提出期限内に提出されたこれらの書類については、受理すること。

- (２) 令和８年熊本地震による災害に起因して提出することができないか否かの判断においては、特定募集情報等提供事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所が特定被災区域にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合は災害によるものと判断する。

具体的には、特定募集情報等提供事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所が特定被災区域にある事業主については、他事業所を含めて当該事業主全体の書類の提出を猶予するが、主たる事務所は特定被災区域に置かれていないが、一部の事業所が特定被災区域に置かれている事業主について、特定被災区域にある事業所分の書類の提出のみを猶予することを認めるほか、資料の保管が特定被災区域でなされていた場合など個々の事情に応じた弾力的な取扱いを行うこととする。

職業紹介事業者、労働者派遣事業者、 特定募集情報等提供事業者の方へ

事業許可の有効期間延長及び収支決算書などの提出期限猶予のご案内

1 有料または無料の職業紹介事業、労働者派遣事業の
許可の有効期間を**令和9年1月27日まで**延長します。

対象となる事業主

以下の①②いずれにも当てはまる事業主が、有効期間延長の対象となります。

① 特定被災区域に主たる事務所を有する事業主

特定被災区域とは、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。
現時点では、熊本県の一部の市町村に適用されています。内閣府ホームページで確認できますが、追加される場合もありますので、最新の情報をご確認ください。

内閣府防災情報のトップページ(<http://www.bousai.go.jp/>)から

>被災者支援 >災害救助法 一条文、説明資料、リーフレット等

>災害救助法の適用状況>「令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について」



② 令和8年10月28日から令和9年1月26日までの間に、 有料または無料職業紹介事業の許可の有効期間が満了する事業主

また、
令和8年10月28日から令和9年1月26日までの間に、
労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主

**特別な手続は不要です。お持ちの許可証のまま、
令和9年1月27日まで、事業を続けることができます。**

*上記に当てはまらない事業主でも、許可の有効期間が延長される場合があります。裏面をご覧ください。

有効期間が延長された事業主が
令和9年1月28日以後も、事業を継続する場合の許可の更新について

- **令和8年10月28日まで**に、更新申請書などを提出いただくことで延長期限を迎える
令和9年1月28日以降も継続して事業を行うことが可能です。※
- 詳しくは都道府県労働局でご相談に対応いたします。

※許可更新の申請を行っている事業主の方におかれては、既に提出された申請書を用いて令和9年1月28日以降の許可更新手続きを行いますので、再度の申請書の提出は必要ございません。

【条件に当てはまらない事業主の方へ】

表面の「対象となる事業主」の条件に当てはまらない場合でも、地震で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間の延長を審査いたしますので、**都道府県労働局にご相談ください。**

2

労働者派遣事業収支決算書などの提出を、**令和8年11月27日まで**猶予します。

令和8年7月28日から令和8年11月26日までの間に、法令上履行すべき義務について、令和8年熊本地震の影響により期間内に履行できなかったとしても、令和8年11月27日までに履行した場合は、法令違反にはなりません。

提出が猶予される具体的な例

【労働者派遣事業収支決算書】

令和8年4月28日から令和8年8月26日までに終了する事業年度に関する労働者派遣事業収支決算書

→ 本来の提出期限：令和8年7月28日から令和8年11月26日

【関係派遣先派遣割合報告書】

令和8年4月28日から令和8年8月26日までに終了する事業年度に関する関係派遣先派遣割合報告

→ 本来の提出期限：令和8年7月28日から令和8年11月26日

【特定募集情報等提供事業概況報告書】

令和8年6月1日時点における事業の状況に関する特定募集情報等提供事業概況報告書

→ 本来の提出期限：令和8年8月31日

いずれも、令和8年11月27日(金)までに労働者派遣事業収支決算書などを提出すれば、法令違反にはなりません。

なお、事業主の住所が特定被災区域にある場合は、その全事業所についての事業報告書などの提出を猶予し、事業主の住所が特定被災区域以外にある場合は、特定被災区域内にある事業所分のみの提出を猶予します。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。
最新情報については、厚生労働省のホームページに随時掲載いたします。

令和8年熊本地震について(雇用・労働に関する特例措置や支援制度) ▶

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526_00005.html

